

協同労働入門

日本総合研究所・小島明子
弁護士・福田隆行
共著



●204ページ
●経営書院 (2530円)

地域活性化につなげる

2022年10月1日に労働者協同組合法が施行された。「協同労働」の理念を持つ団体のうち、同法の要件を満たす団体を労働者協同組合として法人格を与えるとともに、その設立、管理などの必要事項を定める法律である。「協同労働」とは、働く人が自ら出資をし、事業の運

営に関わりつつ事業に従事するという働き方である。

協同労働に関わる人たち（組合員）は、組合を組織し、組合の「出資」「経営」「労働」のすべてを担うことになる。同法の施行を機に、多様な働き方の一つとして、協同労働が広まっていくことが期待されている。

労働者協同組合法の施行を機に、協同労働が広がる重要な意義の一つが、地域課題の解決につながることであり、協同労働は地域社会で必要とされる仕事を担い、地域の課題を解決することを主たる目的としているため、こうした働き方が広がることは地域の活性化にもつながると考えられる。

また、働き方や仕事の内容を組合員同士が話し合っただけでいくことになるため、さまざまな働き方が可能な環境をつくり

やすいというメリットもある。協同労働を実践することで、さまざまな人材が活躍できる場が増えていけば、地域での雇用機会や会の創出にもつながると考えられる。

実践団体にインタビュー

本書では、協同労働を実践している複数の団体にインタビューを行った。長野県中川村で仕事おこしを行った団体の一つである一般社団法人ソーシャルファームながわ（事務局長・玉木信博氏）では、障がい者向けのサービス事業が十分ではないことへの問題意識から、障がい者や引きこもりの人が通える居場所づくりをゼロベースから立ち上げた。

さらに、支援を行うだけでなく、草取りや落ち葉清掃に加えて、地域の資源を生かし、地域の人が活躍できる仕事づくりにも取り組んでいる。「自分1人ではできないことも、仲間を

作ったらできるかもしれない」という玉木氏からうかがった実体験に基づく言葉は、とても印象に残っている。

社会的価値重視の社会へ

協同労働は、組合の経営方針や働き方などを、組合員が話し合っただけでいくことになるため、組合員は、単に雇われるだけではなく、主体者として組合に関わることになる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、使用者、労働者ともに働き方の見直しが始まっている現代社会において、雇う側と雇われる側という従来の労使関係に代わる選択肢を提供することにつながる。

協同労働が広がることを通じて、売り上げや生産性といった経済的価値が重視されてきた社会から、やりがいや地域での人とのつながりといった社会的価値を重視した社会づくりにつながっていくことを期待したい。